

建築C

〔例題1〕 「建築基準法」第28条の2第3号に基づく「石綿等以外の物質でその居室において衛生上の支障を生ずるおそれがあるものとして政令で定める物質」を2つ述べなさい。

また、同号に基づく換気設備の技術的基準のうち、「建築基準法施行令」第20条の8第1項第1号イに定める居室に設ける機械換気設備の必要有効換気量の算出方法を述べなさい。

建築C

〔例題2〕 小・中・高等学校の運営方式のうち、「総合教室型」、「特別教室型」及び「教科教室型」について、それぞれの特徴を述べなさい。